

# 青森県報

号外第二十七号

令和元年  
七月三日  
(水曜日)

## 目次

### 規則

- 青森県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税務課) ……一
- 青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則……………(労政・能力開発課) ……一

### 公安委員会

- 青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則……………(警務課) ……二
- 青森県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則……………(組織犯罪対策課) ……二

## 規則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第七号

#### 青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第三項中「四万五千四百円」を「四万三千五百円」に改める。  
附則第三項中「第十二条の八」を「第九条の五」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則に次の一項を加える。  
4 条例附則第九条の七の規定により条例第六十条の十六第二項の規定を読み替えて適用する場合における第十三条の二第三項の規定の適用については、同項中「四万三千五百円」とあるのは、「四万五千四百円」とする。

### 附則

- この規則は、令和元年十月一日から施行する。
- 改正後の青森県税条例施行規則第十三条の二第三項及び附則第四項の規定は、令和元年十月一日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第八号

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則(平成十二年三月青森県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一項の表中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に、「一万四千九百円」を「一万五千五百円」に、「一万三千三百円」を「一万三千三百円」に改め、第二項中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に、「一万九百円」を「一万二千五百円」に、「一万四千九百円」を「一万五千五百円」に、「九千九百円」を「一万百円」に、「一万三千三百円」を「一万三千三百円」に、「八千七百元」を「八千九百円」に改め、第

三項中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に、「八千九百円」を「九千二百円」に、「一万四千九百円」を「一万五千百円」に、「五千九百円」を「六千百円」に、「一万三千百円」を「一万三千三百円」に、「四千百円」を「四千三百円」に改め、第四項中「一万七千九百円」とあり、「一万四千九百円」を「一万八千二百円」とあるのは「三千百円」と、「一万五千百円」に、「一万三千百円」とあるのは、「一万三千三百円」とあるのは」に改める。

附則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

公安委員会

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月三日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

青森県公安委員会規則第二号

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則

青森県警察職員の定員配置規則（昭和二十九年七月青森県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

別表

青森県警察職員定員表

区分 本部、署名	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	小 計	一 般 職 員	合 計
県 警 察 本 部	65	106	323	250	55	799	230	1,029
青 森 警 察 署	4	11	68	91	138	312	19	331
青 森 南 警 察 署	1	4	8	5	12	30	3	33
青 外 ケ 浜 警 察 署	1	1	7	8	9	26	3	29
大 間 警 察 署	1	1	7	6	7	22	3	25
む つ 警 察 署	2	6	15	22	32	77	9	86
野 辺 地 警 察 署	1	5	11	7	17	41	4	45
弘 前 警 察 署	5	10	50	62	90	217	15	232
鱒 ケ 沢 警 察 署	1	5	6	13	12	37	4	41
つ が る 警 察 署	1	4	8	11	17	41	4	45
五 所 川 原 警 察 署	2	7	21	26	44	100	8	108
板 柳 警 察 署	1	1	6	6	9	23	3	26
黒 石 警 察 署	2	8	17	30	36	93	8	101
八 戸 警 察 署	4	10	58	81	113	266	26	292
三 戸 警 察 署	1	4	10	7	19	41	4	45
五 戸 警 察 署	1	1	6	11	8	27	3	30
七 和 田 警 察 署	2	6	14	21	37	80	6	86
三 戸 警 察 署	1	4	10	8	15	38	4	42
三 沢 警 察 署	2	6	17	19	34	78	10	88
合 計	98	200	662	684	704	2,348	366	2,714

附則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月三日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

青森県公安委員会規則第三号

青森県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

青森県暴力団排除条例施行規則（平成二十三年六月青森県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十八条」を「第二十条」に改める。

第四条中「第十九条」を「第二十一条」に改める。

第六条第一項中「第二十条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第七条第一項中「第二十条第二項」を「第二十二条第二項」に改める。

様式第一号中「第18条」を「第20条」に、「第20条第一項第一号」を「第22条第一項第一号」に改める。

様式第二号中「第19条」を「第21条」に、「第20条第一項第二号及び第三号」を「第22条第一項第二号及び第三号」に改める。

附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭